

## よくある質問事項と回答

### 【共通】

Q 1. 福島県様式に準じるということだが、申請書に押印は必要か

→A. 申請書には、押印が必要です。

Q 2. 委任状兼使用印鑑届に、押印は必要か

→A. 福島県に準じて、押印は省略可としていますが、可能な限り契約時に使用する印鑑を押印してください。

Q 3. 建設工事および測量が、県内業者用・県外業者用分かれているのはどうしてか

→A. 企業本社・本店が県内か県外かで分けています。

企業の本社・本店が県内にあれば、県内業者用を使用してください。

企業の本社・本店が県外にあれば、県外業者用を使用してください。